

郵送での申請手続きについて
(新型コロナウイルス感染症対策としての有料道路における障害者割引制度の特例措置)

申請者

① 郵送手続きを希望することを
障がい福祉課に電話等で連絡して下さい。

③ 申請書に必要事項を記入し、下記のものを
市役所へ郵送してください。

郵送書類

(全員必須)

- ・ 申請書
- ・ 手帳のコピー
- ・ 車検証のコピー
- ・ 返信用封筒 (84円切手を貼付してください)
- ・ 運転免許証の両面コピー (※身体障害者手帳
1種および療育手帳Aをお持ちの方は省略可)

(ETC利用者必須)

- ・ ETCカードのコピー (本人名義のもの)
- ・ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
(ETC車載器の管理番号がわかるもの)

送付先

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
障がい福祉課

⑤ 郵便が届きましたら、
・ 割引有効期限シールを障害者手帳の
「備考欄」に貼付してください。
・ ETC利用者は、有料道路ETC割引登録係宛の
封筒にETC利用対象者証明書を封入し、84円
切手を貼って郵便ポストに投函してくださ
い。

鎌ヶ谷市 障がい福祉課

② 申請者のご自宅に申請書を郵送します。

④ 内容確認後、下記のものを申請者へ郵送しま
す。

(全員)

- ・ 申請者控え
- ・ 割引有効期限シール

(ETC利用者のみ)

- ・ 有料道路ETC割引登録係宛の封筒
- ・ ETC利用対象者証明書